

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年6月26日
【会社名】	日本アビオニクス株式会社
【英訳名】	Nippon Avionics Co., Ltd
【代表者の役職氏名】	代表取締役執行役員社長 鈴木 俊一
【最高財務責任者の役職氏名】	
【本店の所在の場所】	東京都品川区西五反田八丁目1番5号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

- (1) 当社及び連結子会社を含む当社グループの財務報告に係る内部統制の整備及び運用の責任は代表取締役執行役員社長の鈴木俊一が有しており、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制の基本的枠組み」において示された内部統制のうち、財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」（企業会計審議会 平成19年2月15日）に準拠して、財務報告に係わる内部統制を整備及び運用している。
- (2) しかし、内部統制は、判断の誤り、不注意、複数の担当者による共謀によって有効に機能しなくなる場合があること、当初想定していなかった組織内外の環境の変化や非定型的な取引等には、必ずしも対応しない場合があること、整備及び運用に際しては費用と便益との比較衡量が求められること、不当な目的の為に内部統制を無視ないし無効ならしめることがあることのような固有の限界を有するため、その目的の達成にとって絶対的なものではなく、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

- a. 財務報告に係る内部統制の評価が行われた基準日は、平成21年3月31日としている。
- b. 財務報告に係る内部統制の評価に当たり、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。
- c. 財務報告に係る内部統制の評価手続の概要
 - (1) 連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制については、「質問書」に基づき連結子会社を含む回答の内容を確認し、全社的な会計方針及び財務方針、組織の構築及び運用等に関する経営判断、経営レベルにおける意思決定のプロセス等の評価を行った上で、その結果を踏まえて、
 - (2) 業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制につき、評価対象となる内部統制の範囲内にある業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を選定し、当該統制上の要点について内部統制の基本的要素が機能していることをウォークスルーにより確認し、サンプリングによるテストを行い、評価している。
 - (3) 整備及び運用の評価結果については、取締役会の下部組織である「内部統制委員会」において結果説明がなされ、執行役員による内容確認と評価の妥当性の確認を行なっている。
- d. 財務報告に係る内部統制の評価の範囲
前年度及び当年度の連結財務諸表により表示される勘定科目ごとに金額的に80%以上に達する事業拠点の勘定科目残高を抽出し、当社グループの事業活動を構成する事業・業務、財務報告の基礎となる取引・事象、及び主要な業務プロセスを質的重要性から検討し、事業拠点を選定し、連結子会社すべてを対象として業務プロセスを特定して評価の範囲としている。

3【評価結果に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価結果は、有効であり、重要な欠陥は認められない。

4【付記事項】

決算日以降、内部統制報告書の提出日までに、財務報告に係る内部統制の有効性の評価に重要な影響を及ぼす事象は発生していない。

5【特記事項】

特記すべき事項は無い。